



## 外国法人(Foreign Maritime Entity)登録

リベリア籍船の登録上の船主は、リベリア法人であることが原則です。しかし、日本法人やパナマ法人といった外国法人であっても、外国法人(Foreign Maritime Entity)登録を行うことで、所有要件をクリアすることができます。

### 必要書類

#### 1) 申請書 (原本 1 部) ※署名欄有り

署名済みかつ公証済みのもの

※署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可

#### 2) 外国法人の設立定款および変更定款 (コピー各 1 部)

外国法人を管轄する当局、もしくは、1)の申請書署名者である当該外国法人の役員により原本証明されたもの

#### 3) 外国法人の“Certificate of Goodstanding” (原本 1 部)

【委任状の行使によって申請書が作成される場合】

#### 4) 外国法人委任状 (原本 1 部、もしくは、外国法人の役員による原本証明付コピー 1 部)

### 書類提出先・提出期限

#### ・ ドラフト

登録に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類のドラフトを、登記に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。

#### ・ 原本

事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、各書類原本を、遅くとも登録日当日までに、リスカジャパンまでご提出ください。

### 費用

#### ・ 設立費用 (含初年度年間維持費費用) …… 1,525.00 米ドル

※申請時にお支払が必要です。入金の確認が取れ次第、申請を承ります。

#### ・ 年間維持費用 …… 500.00 米ドル

### 登録までに要する日数

不備のない申請書類一式 (設立費用の受領も含む) を受領した当日